

あきたけんじょうれいだいじゅうはちごう  
秋田県条例第十八号

あきたけんしょうがいしや りかい そくしんおよ さべつ かいしょう すいしん かん じょうれい  
秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例

もくじ  
目次

ぜんぶん  
前文

だいいっしょう そうそく だいいちじょう だいななじょう  
第一章 総則（第一条—第七条）

だいにしょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう そち  
第二章 障害を理由とする差別を解消するための措置

だいいっせつ しょうがい りゆう さべつ きんし だいはちじょう だいきゅうじょう  
第一節 障害を理由とする差別の禁止（第八条・第九条）

だいにせつ しょうがい りゆう さべつ かん そうだん たいせい だいちゅうじょう だいちゅう  
第二節 障害を理由とする差別に関する相談のための体制（第十条・第十  
一条）

だいさんせつ しょうがい りゆう さべつ かん ふんそう かいけつ たいせい だいちゅうにじょう  
第三節 障害を理由とする差別に関する紛争の解決のための体制（第十二条  
—第十六条）

だいやんせつ あきたけんしょうがいしやさべつかいしょうちょうせいいいんかい だいちゅうななじょう だいにじゅうさんじょう  
第四節 秋田県障害者差別解消調整委員会（第十七条—第二十三条）

だいさんしょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう かん きほんてきしやく だいにじゅうよんじょう だい  
第三章 障害を理由とする差別の解消に関する基本的施策（第二十四条—第  
三十条）

だいやんしょう ざっそく だいさんじゅういちじょう だいさんじゅうさんじょう  
第四章 雑則（第三十一条—第三十三条）

ふそく  
附則

すべ けんみん しょうがい うむ たが じんけん そんげん そんちよう あ  
全ての県民が、障害の有無にかかわらず、互いの人権や尊厳を尊重し合い、

ちいき ささ あ い い じんせい おく しゃかい じつげん  
地域で支え合いながら生き生きとした人生を送ることができる社会を実現すること

わたし ねが  
は、私たちの願いである。

しゃかい じつげん め ざ しょうがいふくし じゅうじつ しょうがいしゃ しゃかいさんか  
こうした社会の実現を目指し、障害福祉サービスの充実や障害者の社会参加の

そくしん はか いま しょうがいしゃ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ さまざま  
促進が図られているが、それでも、今なお障害者が、日常生活や社会生活の様々

ばめん しょうがい りゆう ふとう さべつてきとりあつか う にちじょうせいかつ  
な場面において障害を理由とする不当な差別的取扱いを受け、また、日常生活や

しゃかいせいかつ いとな うえ さまた じぶつ せいど かんこう かんねん しゃかいてきしょうへき  
社会生活を営む上で妨げとなる事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁がある

く かん じつたい  
ことにより暮らしにくさを感じている実態がある。

じょうきょう ふ じょせい じどう せいべつ ねんれい  
このような状況を踏まえ、女性であること、児童であることなど、性別、年齢

おう はいりょ しょうがいしゃ ちいきしゃかい こうせい いちいん しゃかい けいざい  
に応じた配慮をしながら、障害者が地域社会を構成する一員として社会、経済、

ぶんか た ぶんや かつどう さんか ちいきしゃかい じりつ せいかつ  
文化その他あらゆる分野の活動に参加することができ、地域社会で自立した生活を

いとな かんきょう さら すす ひつよう  
営むことができる環境づくりを更に進めていく必要がある。

わたし ひとり しょうがいおよ しょうがいしゃ りかい ふか  
そのためには、私たち一人ひとりが障害及び障害者についての理解を深めると

しょうがい りゆう ふとう さべつてきとりあつか かいしょう しょうがいしゃ にちじょう  
ともに、障害を理由とする不当な差別的取扱いを解消し、また、障害者が日常

せいかつ しゃかいせいかつ いとな うえ せいげん さまざま しゃかいてきしょうへき と のぞ しゃかい  
生活や社会生活を営む上で制限となる様々な社会的障壁を取り除くよう、社会

ぜんたい と く  
全体で取り組まなければならない。

わたし しょうがい りゆう さべつ かいしょう すべ けんみん しょうがい  
ここに、私たちは、障害を理由とする差別を解消し、全ての県民が、障害の

う む そうご じんかく こせい そんちよう きょうせいしゃかい じつげん  
有無にかかわらず、相互に人格と個性が尊重される共生社会を実現することを

けつい じょうれい せいいてい  
決意し、この条例を制定する。

## だいいっしょう そうそく 第一章 総則

### もくてき (目的)

だいいちじょう じょうれい しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん きほんりねん  
第一条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進について、基本理念  
を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、障害を理由とする差別に関す  
る相談及び紛争の解決のための体制を整備し、並びに障害を理由とする差別の  
解消に関する施策の基本的な事項を定めることにより、障害を理由とする差別  
の解消を推進し、もって全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられるこ  
となく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与する  
ことを目的とする。

### ていぎ (定義)

だいにじょう じょうれい つぎ かくごう かが ようご いぎ とうがいかくごう さだ  
第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める  
ところによる。

- いち しょうがいしゃ しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい ふく た  
一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の  
心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害  
及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける  
状態にあるものをいう。

- に しゃかいてきしょうへき しょうがい もの にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな うえ  
二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で

しょうへき しゃかい じぶつ せいど かんこう かんねん た いっさい  
障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをい  
う。

きほんりねん  
(基本理念)

だいさんじょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん つぎ かなか じこう きほんりねん  
第三条 障害を理由とする差別の解消の推進は、次に掲げる事項を基本理念とし

おこな  
て行われなければならない。

いち すべ けんみん しょうがい う む ひと きほんてきじんけん きょうゆう  
一 全ての県民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する

こじん さんげん おも さんげん せいかつ ほしょう けんり  
個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利

ゆう  
を有すること。

二 すべ しょうがいしゃ しゃかい こうせい いちいん しゃかい けいざい ぶんか た  
二 全ての障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる

ぶんや かつどう さんか きかい かくほ  
る分野の活動に参加する機会が確保されること。

さん すべ しょうがいしゃ かのう かぎ だれ せいかつ せんたく きかい  
三 全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会

かくほ ちいきしゃかい た ひとひと きょうせい さまた  
が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこ

と。

よん しょうがい りゆう さべつ かん もんだい しょうがい う む すべ  
四 障害を理由とする差別に関する問題は、障害の有無にかかわらず、全ての

けんみん きょうつう もんだい にんしき りかい ふか  
県民の共通の問題として認識され、その理解が深められること。

けん せきむ  
(県の責務)

だいよんじょう けん ぜんじょう さだ きほんりねん い か きほんりねん  
第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっと

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん そうごうてき しさく さくてい およ  
り、障害を理由とする差別の解消の推進に関する総合的な施策を策定し、及び

じっし  
実施するものとする。

しちょうそん れんけい  
(市町村との連携)

だいがじょう けん ぜんじょう きてい しさく じっし あ  
第五条 県は、前条の規定による施策の実施に当たっては、市町村と連携して取  
り組むものとする。

けん しちょうそん しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん しさく さくてい  
2 県は、市町村が障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定し、

およ じっし じょうほう ていきょう じょげん た ひつよう しえん おこな  
及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うも  
のとする。

けんみんとう やくわり  
(県民等の役割)

だいろくじょう けんみんおよ じぎょうしゃ い か けんみんとう きほんりねん  
第六条 県民及び事業者（以下「県民等」という。）は、基本理念にのっとり、

しょうがいおよ しょうがいしゃ りかい ふか けんおよ しちょうそん じっし  
障害及び障害者についての理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん しさく きょうりよく つと  
障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めるもの  
とする。

けんみんとう しょうがいしゃ ちいきしゃかい こうせい いちいん しゃかい けいざい ぶんか た  
2 県民等は、障害者が地域社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あ

ぶんや かつどう さんか しゃかい じつげん きよ つと  
らゆる分野の活動に参加できる社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

けんみんとう にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ さまざま ばめん しゃかいてきしょうへき  
3 県民等は、日常生活又は社会生活の様々な場面において、社会的障壁がある

ことについてつたあ じょきよ じゅうよう りかい つと  
ことについて伝え合い、その除去が重要であることを理解するよう努めるものと  
する。

けんみんとう しょうがいしゃおよ かぞく しょうがい せいかつじょう こんなん けいげん  
4 県民等は、障害者及びその家族が障害による生活上の困難を軽減するための

しえん もと しゃかい じつげん きよ つと  
支援を求めやすい社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

しょうがいしゃだんたいとう やくわり  
(障害者団体等の役割)

だいななじょう しょうがいしゃ だんたい た かんけいだんたい い か しょうがいしゃだんたいとう  
第七条 障害者の団体その他の関係団体（以下「障害者団体等」という。）は、

きほんりねん しょうがいおよ しょうがいしゃ りかい ふか かつどうなら  
基本理念にのっとり、障害及び障害者についての理解を深めるための活動並び

しょうがい りゆう さべつ かいしょう し かつどう と く けんおよ  
に障害を理由とする差別の解消に資する活動に取り組むとともに、県及び

しちょうそん じっし しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん しさく きょうりよく  
市町村が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力す

るよう努めるものとする。

だいにしょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう そち  
第二章 障害を理由とする差別を解消するための措置

だいちせつ しょうがい りゆう さべつ きんし  
第一節 障害を理由とする差別の禁止

しょうがい りゆう ふとう さべつてきとりあつか きんし  
(障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止)

だいはちじょう なんびと しょうがい りゆう ふとう さべつてきとりあつか  
第八条 何人も、障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることにより、

しょうがいしゃ けんりりえき しんがい  
障害者の権利利益を侵害してはならない。

しゃかいてきしょうへき じょきよ ごうりてき はいりよ  
(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)

だいきゅうじょう ぎょうせいきかんとく しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ へいせい  
第九条 行政機関等（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成

にじゅうごねんほうりつだいろくじゅうごごう だいにじょうだいさんごう ぎょうせいきかんとく およ じぎょうしゃ  
二十五年法律第六十五号）第二条第三号の行政機関等をいう。）及び事業者

あきたけん くいきない じむまた じぎょう おこな あ しょうがいしゃ けん  
は、秋田県の区域内においてその事務又は事業を行うに当たり、障害者から現

しゃかいてきしょうへき じょきよ ひつよう むね い し ひょうめい ばあい  
に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、

じっし ともな ふたん かじゅう しょうがいしゃ けんりりえき しんがい  
その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することと

ならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的

障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

2 県民は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明

があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の

権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の

状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をする

よう努めなければならない。

## 第二節 障害を理由とする差別に関する相談のための体制

(相談への対応)

第十条 何人も、知事に対し、障害を理由とする差別に関する相談を行うことができる。

2 知事は、前項の相談を受けたときは、その内容に応じて、次に掲げる対応をするものとする。

一 相談者に対し、助言又は情報提供を行うこと。

二 当該相談に係る当事者間の調整を行うこと。

三 関係行政機関に通報その他の通知を行うこと。

(相談業務の委託)

第十一条 知事は、前条第二項各号に掲げる対応に係る業務の全部又は一部を

しょうがいしゃだんたいとう いたく  
障害者団体等に委託することができる。

- 2 前項の規定により委託を受けた障害者団体等において当該委託を受けた業務に従事する者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後も同様とする。

### だいさんせつ しょうがい りゆう 第三節 障害を理由とする差別に関する紛争の解決のための体制

(あっせんのもうした  
あっせんの申立て)

だいじゅうにじょう しょうがいしゃ しょうがい りゆう さべつ かか じあん だいはちじょうおよ だいきゅうじょう  
第十二条 障害者は、障害を理由とする差別に係る事案（第八条及び第九条

にかか じあん だいきゅうじょうだいにこう きてい たいおう  
に係る事案をいう。）であって第十条第二項の規定による対応によってもなお

かいけつ  
解決することができないもの（以下「対象事案」という。）の解決を図るため、

ちじ たい  
知事に対し、あっせんのもうした  
あっせんの申立てをすることができる。

- 2 対象事案に係る障害者の家族その他の関係者は、前項の申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障害者の意に反することができる。明らかであると認められるときは、この限りでない。

- 3 前二項の申立ては、次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。

いち たいしょうじあん ぎょうせいふふくしんさほう へいせいにじゅうろくねんほうりつだいろくじゅうはちごう  
一 対象事案について、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）そ

た ほうれい もと ふふくもうした また くじょうもうした  
の他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができるとき。

二 対象事案について、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年



ほうりつだいひやく にじゅうさんごう) <sup>きてい もと ふんそう かいけつ はか</sup>の規定に基づき紛争の解決を図ることができるとき。

三 同一の対象事案について、過去に前二項の規定による申立てをしたことがあるとき。

四 対象事案について、現に市町村が、この節に規定する紛争の解決のための

<sup>てつづき じゆん てつづき おこな</sup>手続に準ずる手続を行っているとき。

<sup>じじつ ちょうさ</sup>  
(事実の調査)

第十三条 知事は、<sup>ぜんじょうだいいつこうまた だいにこう もうした</sup>前条第一項又は第二項の申立てがあったときは、<sup>とうがいもうした</sup>当該申立て

<sup>かか じじつ ちょうさ おこな</sup>に係る事実の調査を行うものとする。

2 対象事案の関係者は、<sup>せいとう りゆう ばあい のぞ ぜんこう ちょうさ きょうりよく</sup>正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。

3 第一項の規定により調査を行う職員は、<sup>みぶん しめ しょうめいしょ けいたい</sup>その身分を示す証明書を携帯し、

<sup>かんけいしゃ せいきゆう ていじ</sup>関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による権限は、<sup>はんざいそうさ みと かいしゃく</sup>犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(あっせん)

第十四条 知事は、<sup>ぜんじょうだいいつこう ちょうさ けっか もと ひつよう みと</sup>前条第一項の調査の結果に基づき必要があると認めるとき

は、<sup>いいんかい だいじゅうななじょう きてい いいんかい い か せつ おな</sup>委員会(第十七条に規定する委員会をいう。以下この節において同じ。)

<sup>たい とうがいちょうさ けっか つうち てつづき かいし</sup>に対し、当該調査の結果を通知するとともに、あっせんの手続を開始するよう

<sup>もと</sup>求めるものとする。

2 委員会は、あつせんのために必要があると認めるときは、対象事案の関係者の

出席を求めて説明を求め、若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 委員会は、第一項の求めがあつたときは、次に掲げる場合を除き、あつせんを

行うものとする。

一 第十二条第一項又は第二項の規定により申立てをした者が当該申立てを

取り下げたときその他あつせんの必要がないと認めるとき。

二 対象事案がその性質上あつせんを行うのに適当でないと認めるとき。

4 委員会は、次に掲げる場合は、あつせんを終了するものとする。

一 あつせんによって対象事案が解決したとき。

二 あつせんによっては明らかに対象事案の解決の見込みがないと認めるとき。

5 委員会は、第三項各号に掲げる場合に該当してあつせんを行わないとき、又は

前項の規定によりあつせんを終了したときは、知事に対し、その旨を報告するものとする。

(勧告)

第十五条 委員会は、知事に対し、次の各号のいずれかに該当する者に対して

必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。

一 正当な理由なく、前条第二項の規定による出席の求めに応じず、若しくは

せつめい おこな も しりょう ていしゆつ もと おう また きよぎ せつめい  
説明を行わず、若しくは資料の提出の求めに応じず、又は虚偽の説明

も きよぎ しりょう ていしゆつ おこな たいしやうじあん かんけいしや  
若しくは虚偽の資料の提出を行った対象事案の関係者

二 せいとう りゆう ぜんじやうだいさんこう きてい したが たいしやうじあん  
正当な理由なく、前条第三項の規定によるあつせんに従わない対象事案の

かんけいしや  
関係者

2 ち じ いいんかい ぜんこう かんこく もと ばあい ひつよう  
知事は、委員会から前項の勧告の求めがあった場合において、必要があると

みと かんこく おこな  
認めるときは、勧告を行うものとする。

こうひよう  
(公表)

だいじゅうろくじやう ち じ ぜんじやうだいにこう きてい かんこく う じぎやうしや せいとう りゆう  
第十六条 知事は、前条第二項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由な

とうがいかんこく したが むねおよ とうがいかんこく ないよう こうひよう  
く当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することがで  
きる。

2 ち じ ぜんこう きてい こうひよう どうこう きてい  
知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、同項に規定

じぎやうしや いけん の きかい あた  
する事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

だいよんせつ あきたけんしやうがいしやきべつかいしやうちやうせいいいんかい  
第四節 秋田県障害者差別解消調整委員会

いいんかい せっちおよ しよしやうじむ  
(委員会の設置及び所掌事務)

だいじゅうななじやう だいじゅうよんじやう きてい およ だいじゅうごじやうだいいっこう きてい  
第十七条 第十四条の規定によるあつせん及び第十五条第一項の規定による

かんこく もと かか じむ おこな あきたけんしやうがいしやきべつかいしやうちやうせいいいんかい  
勧告の求めに係る事務を行わせるため、秋田県障害者差別解消調整委員会

い か いいんかい お  
(以下「委員会」という。)を置く。

そしきおよ いいん にんき  
(組織及び委員の任期)

だいじゅうはちじゅう いいんかい いいんじゅうごにんいなき そしき  
第十八条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

いち がくしきけいけん もの  
一 学識経験のある者

に しょうがいしやまた かぞく  
二 障害者又はその家族

さん しょうがいしや じりつおよ しゃかいさんか かん じぎょう じゅうじ もの  
三 障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者

よん じぎょうしやまた じぎょうしや こうせい だんたい やくしよくいん  
四 事業者又は事業者により構成される団体の役職員

ご かんけいぎょうせいきかん しょくいん  
五 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

かいちょう  
(会長)

だいじゅうきゅうじゅう いいんかい かいちょう お  
第十九条 委員会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

かいぎ  
(会議)

だいにじゅうじゅう いいんかい かいちょう しょうしゅう  
第二十条 委員会は、会長が招集する。

2 会長は、委員会の議長となる。

3 委員会<sup>いいんかい</sup>は、委員<sup>いいん</sup>の過半数<sup>かはんすう</sup>が出席<sup>しゅっせき</sup>しなければ、会議<sup>かいぎ</sup>を開く<sup>ひら</sup>ことができない。

4 委員会<sup>いいんかい</sup>の議事<sup>ぎじ</sup>は、出席<sup>しゅっせき</sup>した委員<sup>いいん</sup>の過半数<sup>かはんすう</sup>で決<sup>けつ</sup>し、可否<sup>か</sup>同数<sup>ひどうすう</sup>のときは、会長<sup>かいちょう</sup>の決<sup>けつ</sup>するところによる。

#### ぶかい (部会)

第二十一条<sup>だいにじゅういちじょう</sup> 委員会<sup>いいんかい</sup>に、第十七条<sup>だいいちじゅうななじょう</sup>に規定<sup>きてい</sup>する事務<sup>じむ</sup>のうち特定<sup>とくてい</sup>のものを処理<sup>しゅり</sup>させるため、部会<sup>ぶかい</sup>を置<sup>お</sup>くことができる。

2 部会<sup>ぶかい</sup>に属<sup>ぞく</sup>すべき委員<sup>いいん</sup>は、会長<sup>かいちょう</sup>が指名<sup>しめい</sup>する。

3 部会<sup>ぶかい</sup>に部会長<sup>ぶかいちょう</sup>を置<sup>お</sup>き、会長<sup>かいちょう</sup>の指名<sup>しめい</sup>する委員<sup>いいん</sup>がこれに当<sup>あ</sup>たる。

4 第十九条<sup>だいいちじゅうきゅうじょう</sup>第三項<sup>だいさんこう</sup>及び第四項<sup>だいよんこう</sup>並びに前条<sup>ぜんじょう</sup>の規定<sup>きてい</sup>は、部会長<sup>ぶかいちょう</sup>及び部会<sup>ぶかい</sup>の会議<sup>かいぎ</sup>について準用<sup>じゅんよう</sup>する。この場合<sup>ばあい</sup>において、これらの規定<sup>きてい</sup>中<sup>ちゆう</sup>「委員<sup>いいん</sup>の」とあるのは、「部会<sup>ぶかい</sup>に属<sup>ぞく</sup>する委員<sup>いいん</sup>の」と読み替<sup>よ</sup>えるものとする。

5 委員会<sup>いいんかい</sup>は、その定め<sup>さだ</sup>るところにより、部会<sup>ぶかい</sup>の議決<sup>ぎけつ</sup>をもつて委員会<sup>いいんかい</sup>の議決<sup>ぎけつ</sup>とすることができる。

#### ひみつ ほじ (秘密の保持)

第二十二条<sup>だいにじゅうにじょう</sup> 委員<sup>いいん</sup>は、職務<sup>しよくむじよう</sup>上<sup>じゆう</sup>知り得<sup>え</sup>た秘密<sup>ひみつ</sup>を漏<sup>も</sup>らしてはならない。その職<sup>しよく</sup>を退<sup>しりぞ</sup>いた後<sup>あと</sup>も、同様<sup>どうよう</sup>とする。

#### いにんきてい (委任規定)

第二十三条<sup>だいにじゅうさんじょう</sup> この節<sup>せつ</sup>に定め<sup>さだ</sup>るもののほか、委員会<sup>いいんかい</sup>の運営<sup>うんえい</sup>に関<sup>かん</sup>し必要<sup>ひつよう</sup>な事項<sup>じこう</sup>は、

かいちょう いいんかい はか さだ  
会長が委員会に諮って定める。

### だいさんしょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう かん きほんてきしさく 第三章 障害を理由とする差別の解消に関する基本的施策

#### ふきゆうけいはつ (普及啓発)

だいに じゅうよんじょう けん しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん うえ しょうがいしゃ  
第二十四条 県は、障害を理由とする差別の解消を推進する上で障害者と

しょうがいしゃ もの そうごりかい そくしん じゅうよう かんが しょうがいおよ  
障害者でない者との相互理解の促進が重要であることを鑑み、障害及び

しょうがいしゃ たい けんみん かんしん りかい ふか けいはつ ちしき ふきゆう た ひつよう  
障害者に対する県民の関心と理解を深めるための啓発、知識の普及その他の必要

しさく こう  
な施策を講ずるものとする。

#### きょういく すいしん (教育の推進)

だいに じゅうごじょう けん しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん うえ きょういく は  
第二十五条 県は、障害を理由とする差別の解消を推進する上で教育が果たす

やくわり じゅうよう かんが ようじ じどう せいとおよ がくせい たい しょうがいおよ  
役割が重要であることを鑑み、幼児、児童、生徒及び学生に対し障害及び

しょうがいしゃ りかい ふか きょういく おこな ひつよう しさく こう  
障害者についての理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずる

ものとする。

#### こようおよ しゅうろう しえん (雇用及び就労への支援)

だいに じゅうろくじょう けん しょうがいしゃ しょくぎょうせんたく じゅう そんちよう しょうがいしゃ  
第二十六条 県は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者とその

のうりよく おう てきせつ しょくぎょう じゅうじ しょうがいしゃ  
能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の

たよう しゅうろう きかい かくほ つと  
多様な就労の機会の確保に努めるものとする。

2 けん かんけいきかん れんけい しょうがいしゃ こようおよ しゅうろう かん じぎょうしゃ りかい  
県は、関係機関と連携し、障害者の雇用及び就労に関する事業者の理解を

ふか しょうがいしゃ こようおよ しゅうろう そくしん ひつよう しさく こう  
深めるとともに、障害者の雇用及び就労を促進するために必要な施策を講ずる

ものとする。

しゃかいさんか そくしん  
(社会参加の促進)

だいに じゅうななじょう けん しょうがいしゃ ぶんかげいじゅつかつどう  
第二十七条 県は、障害者が文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションその

た かつどう さんか きかい かくほ しょうがいしゃ とうがいかつどう えんかつ おこな  
他の活動に参加する機会を確保するとともに、障害者が当該活動を円滑に行う

ことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

こうりゅう すいしん  
(交流の推進)

だいに じゅうはちじょう けん しょうがいしゃ しょうがいしゃ もの そうごりかい そくしん  
第二十八条 県は、障害者と障害者でない者との相互理解を促進するため、

りょうしゃ こうりゅう きかい かくほ せつきよくてき さんか そくしん  
両者の交流の機会を確保するとともに、その積極的な参加を促進するために

ひつよう しさく こう  
必要な施策を講ずるものとする。

けんみんとう しえん  
(県民等への支援)

だいに じゅうきゅうじょう けん けんみんとうおよ しょうがいしゃだんたいとう じはつてき おこな しょうがいおよ しょうがいしゃ  
第二十九条 県は、県民等及び障害者団体等が自発的に行う障害及び障害者

りかい ふか かつどうなら しょうがい りゆう きべつ かいしょう すいしん  
についての理解を深めるための活動並びに障害を理由とする差別の解消の推進

し かつどう そくしん ひつよう しえん おこな  
に資する活動を促進するために必要な支援を行うものとする。

しよくいん いくせい  
(職員の育成)

だいさんじゅうじょう けん しょうがいしゃ たい しえん てきせつ おこな とうがいしえん かん ぎょうむ  
第三十条 県は、障害者に対する支援を適切に行うため当該支援に関する業務

じゅうじ しよくいん いくせい ほか すべ しよくいん しょうがいおよ しょうがいしゃ  
に従事する職員の育成を図るとともに、全ての職員が障害及び障害者につい

ちしきおよ りかい ふか ひつよう そち こう  
での知識及び理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

だいよんしょう ざつそく  
第四章 雑則

しちょうそんじょうれい かんけい  
(市町村条例との関係)

だいさんじゅういちじょう じょうれい きてい しちょうそん しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん  
第三十一条 この条例の規定は、市町村が障害を理由とする差別の解消の推進

かん じょうれい さだ じこういがい じこう じょうれい べつだん さだ  
に関し、この条例で定める事項以外の事項について、条例で別段の定めをする

さまた  
ことを妨げるものではない。

いけん ちょうしゆ  
(意見の聴取)

だいさんじゅうにじょう ち じ じょうれい しこう じょうきょう あきたけんしょうがいしやくさくすいしん  
第三十二条 知事は、この条例の施行の状況について、秋田県障害者施策推進

しんぎかい いけん き  
審議会の意見を聴くものとする。

きそく いにん  
(規則への委任)

だいさんじゅうさんじょう じょうれい さだ じょうれい しこう かん ひつよう じこう  
第三十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項

きそく さだ  
は、規則で定める。

ふ そく  
附 則

しこうきじつ  
(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二章（第二節

のぞ なら じこう ふそくだいさんこう きてい どうねんじゅうがつついたち しこう  
を除く。）並びに次項及び附則第三項の規定は、同年十月一日から施行する。

けいかそち  
(経過措置)

2 第十二条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に発生した

どうじょう きてい しょうがい りゆう さべつ かか じあん てきよう  
同条に規定する障害を理由とする差別に係る事案について適用する。



とくべつしょく しょくいん ひじょうきん ほうしゅう ひょうべんしょう かん じょうれい いちぶ  
(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部

かいせい  
改正)

3 とくべつしょく しょくいん ひじょうきん ほうしゅう ひょうべんしょう かん じょうれい しょうわさん  
特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例 (昭和三十

じゅういちねんあきたけんじょうれいだいさんじゅうごごう いちぶ つぎ かいせい  
十一年秋田県条例第三十五号) の一部を次のように改正する。

しょうがいしゃしきくすいしんしんぎかい いいん  
「障害者施策推進審議会の委員」  
べつびょうちゅう しょうがいしゃしきくすいしんしんぎかい いいん  
別表中「障害者施策推進審議会の委員」を

しょうがいしゃさべつかいしょうちようせいいいんかい  
障害者差別解消調整委員会の

あらた  
に改める。

いいん  
委員」

あきたけんしょうがいしゃしきくすいしんしんぎかいじょうれい いちぶかいせい  
(秋田県障害者施策推進審議会条例の一部改正)

4 あきたけんしょうがいしゃしきくすいしんしんぎかいじょうれい しょうわよんじゅうななねんあきたけんじょうれいだいろくごう  
秋田県障害者施策推進審議会条例 (昭和四十七年秋田県条例第六号) の

いちぶ つぎ かいせい  
一部を次のように改正する。

だいに じょうちゅう およ あきたけんしょうがいしゃ りかい そくしんおよ さべつ かいしょう  
第二条中「) の」を「) 及び秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消

すいしん かん じょうれい へいせいさんじゅういちねんあきたけんじょうれいだいじゅうはちごう あらた  
の推進に関する条例 (平成三十一年秋田県条例第十八号) の」に改める。